内閣衆質一一八第八号

平成二年六月十九日

内 閣 総 理大臣 海 部 俊 樹

衆 議 院 議 長 櫻 内 義 雄 殿

衆議院議員筒井信隆君提出労働行政に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆 議 院 議 員 筒 井信 隆 君提 出 [労働 行 政に 関す んる質 問 に 対 す る答 弁 書

一について

総 務 庁 が 昭和六十一 年に実施した事業所統計 調 査 (以 下 事 業所調査」 という。 に による事 業場

 \mathcal{O} 業 種 別 規 模 別 \mathcal{O} 状 況 に基づき算定すると、 御質 問問 0 猶 予 措 置 \mathcal{O} 対 象となる製 造 業 \mathcal{O} 事 業 場

数 は 約 六 + 六 万 兀 千 事 業場、 製造 業 に お 1 て労働 基 準 · 法 留昭 和二十二年 法 律 · 第 四 + 九 号) \mathcal{O} 適

用 を 受 け る 事 業 場 数 に 対 す る 割 合 は、 九 + 七 • 五. パ] セ ン \vdash とな 0 て お り、 ま た、 ک \mathcal{O} 猶 予 措

置 \mathcal{O} 対 象 と な る 製 造 業 \mathcal{O} 労 働 者 数 は 約 七 百 兀 万 八 千 人、 製 造 業 に お 1 て 同 法 \mathcal{O} 適 用 を 受 け る

労 働 者 数 に 対 す る 割 合 は、 五. + 五. • 七 パ セ ン トとな つ 7 1 る。

二について

事 業 所 調 査 による事業場の業種別 ・規模別の状況に基づき算定すると、 御質問 の猶予措置 \mathcal{O}

対 け 象 と る な 事 る 製 造 数 業 \mathcal{O} 事 業 る 割 場 数 は は、 約 九 六 + 九 七 万 兀 七 パ 千 事 ン 業 \vdash 場 な 製 造 0 7 業 に お り、 お 1 7 ま た、 労 働 ک 基 準 \mathcal{O} 法 \mathcal{O} 適 置 用 \mathcal{O} を

受 対 象 と な る 業 製 場 造 業 に \mathcal{O} 対 労 す 働 者 数 合 は 約 九 + 百 + --- 万 人、 セ 製 造業 に お 7 7 同 法 \mathcal{O} 適 用 を 受 猶 け 予 る 措 労 働

•

と

者 数 に 対 す る割 合は、 七 + -• 八 パ] セ ントと な って 7) る。

三に 0 1 7

我 が 玉 \mathcal{O} 労 働 時 間 等 \mathcal{O} 実 態 に は、 業 種 及 び 企 業 規 模 に ょ 2 て大きな 格 差が あ る。 こ の ような

状 況 に お 1 7 は 遅 れ 7 1 る 部 分 に 0 1 て 定 \mathcal{O} 期 間 に 限 り 猶 予 措 置 を 設 け ることに ょ り、 全

体 لح L て \mathcal{O} 労 働 時 間 \mathcal{O} 短 縮 を 速 P か に、 ま た、 円 滑 に 行 うことが 可 能 12 な ると考 え る。

兀 に 0 1 て

政 府 لح L 7 は 平 成 \equiv 年 匹 月 実 施 を目 途 に、 労 働 基 準 法 第三十二 条 第 項 \mathcal{O} 労 働 時 間 等 に 係

る暫定 措 置 に 関 す る政 令 (昭 和六 十二年 政 令第三百 九 十七七 号) 0 改 正 を予定 L て お り、 そ \mathcal{O} 際、

猶 予 措 置 に 0 1 7 ŧ, 各 業 種 • 各 規 模 \mathcal{O} 事 業 場 \mathcal{O} 労 働 時 間 \mathcal{O} 実 態 を 踏 ま え、 中 央 労 働 基 準 審 議

会 \mathcal{O} 意 見 を 聴 1 た 上 で 決 8 ることとし て 1 る。

五について

年 次 有 給 休 暇 \mathcal{O} 完 全 取 得 \mathcal{O} 促 進 連 続 休 暇 \mathcal{O} 普 及 • 拡 大を図 るた め \mathcal{O} ガ 1 K ラ 1 ン に 0 1 7

は 労 働 省 労 働 基 準 局 長 が 参 集 を 求 \Diamond て 開 催 L 7 1 る ゆ ع り 創 造 社 会 \mathcal{O} 実 現 に 向 け て \mathcal{O} 専 門

家 会 議 に お 1 7 意 見 交 換 L た、 年 次 有 給 休 暇 \mathcal{O} 完 全 取 得 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 意 識 改 革 とシ ス テ Δ づ <

り 休 暇 日 数 \mathcal{O} 大 幅 な 増 加 等 \mathcal{O} 具 体 的 方 策 を、 先 般 整 理 L たところで あ る。 現 在 \mathcal{O} 内 容 を

踏 ま え 中 央 労 働 基 準 審 議 会 \mathcal{O} 意 見 を 聴 1 た 上 で 連 続 休 暇 取 得 促 進 要 綱 仮 称 を策 定 です る ょ

う準備を進めている。

六について

御 指 摘 \mathcal{O} 時 短 診 断 サ] ピ ス 事 業 は、 労務 管理 一に関 する専 門 家 で あ る社 会保 険 労務 士 等 っ を 中 小

企 業 に 派 遣 当 該 事 業 場 \mathcal{O} 実 情 に 即 L た 労 働 時 間 0) 短 縮 \mathcal{O} 方 策 に つ *(*) て 助 言 及 び 指 導 を 行 わ

せ る t \mathcal{O} で、 平 成 元 年 度 か 5 実 施 L 7 1 る。

七について

派 遣 労働 者が派 遣先の事業主に労働者とし て雇用されることについ ては、 当 事 者間の合意に

ょ り 決 \Diamond 5 れ るべ きも \mathcal{O} で あるため、 殊更に そ 0 ような指導を行うことは適当で ない と考えて

いる。

八について

般 労 働 者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 派 遣 料 金 は 業 務 \mathcal{O} 種 類 に ょ り 日 額 約 七 千 六 百 円 か 5 約 万 八千 円 ま で

と な 0 7 お り、 派 遣 労 働 者 \mathcal{O} 賃 金 は 派 遣 料 金 \mathcal{O} お お む ね 七 割 カン 5 八 割 程 度と な 0 7 1 る。

派 遣 料 金 は 労 働 者 派 遣 لح ** \ う サ ピ ス に 対 す る 対 価 で あ り、 方、 派 遣 労 働 者 \mathcal{O} 賃 金 は 派 遣

元 0 事 業主 と派遣労 働 者 との 間 で決定され るも 0 で あ 0 て、 直 接 0 因 果 関 係 は なく、 7 ず れ

独 自 \mathcal{O} <u>\f}</u> 場 か 5 市 場 原 理 に 基 づ V て 決定 さ れ る べ きも \mathcal{O} で あ ると考え る。

な お 有 料 職 業 紹 介 事 業 に 0 1 7 は 求 人 者 か 5 徴 収 す る 紹 介 手 数 料 \mathcal{O} 最 高 額 は 賃 金 \mathcal{O} +

パ セ ン <u>۲</u> 求 人 者 及 び 求 職 者 か 5 徴 収 す る 受付 手 数 料 \mathcal{O} 最 高 額 は 件 に 0 き五 百 匹 + 円、

と法定されているところである。

九について

御 指 摘 \mathcal{O} 中 小 企 業 退 職 金 共 済 制 度 に係 る 既 加 入者に . 対 す る 従 前 0) 給 付 0 保 障 に 0 *(* \ · ~ は、 第

百 + 八 口 国 会 に 政 府 が 提 出 L 成 <u>\\</u> L た 中 小 企 業 退 職 金 共 済 法 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 附 則 第 兀 条

の規定により、措置しているところである。

ま た、 新 制 度 \mathcal{O} 退 職 金 水 準 が 現 行 水 準 とそ λ 色 な 1 ŧ \mathcal{O} ك な る よう 資 産 \mathcal{O} 効 率 運 用 に 努 め る

こととし 7 お り、 現 在 \mathcal{O} 金 利 水 準 が 継 続 する場 合 に は、 現 行 水準とそん 色 な 7 Ł \mathcal{O} となること

は十分可能であると考える。

十について

預 \mathcal{O} で 託 中 す あ 小 るととも るという観 企 業 退 職 に、 金 点 共 か 済 運 ら、 用 制 す 度 中 る は 小 資 企 産 公 業 的 が 者 中 な 小 0 制 事 企 度 業者 業資 で あ 金 か ることか 又は 5 出 そ さ \mathcal{O} れ 5 従 · た 掛 そ 業員 \mathcal{O} 金 資 \mathcal{O} 及 産 福 び \mathcal{O} そ 祉 __ を増 \mathcal{O} 定 運 割 進 合 用 を す 利 資 る 息 ため カン 金 5 運 な 用 \mathcal{O} 資 る 部 金 12 ŧ)

近 れ 金 利 5 は \mathcal{O} 上 金 昇 利 L は 7 1 数 るところで 年 低 水 準 あ で り、 推 移 L ま た、 て 1 た 資 た 産 め、 \mathcal{O} 効 率 そ \mathcal{O} 運 用 影 響 に 努 を受けざるを得 め ることとしてい な カゝ ることか 0 た が、

ら、 今 後 運 用 利 口 り は 改 善き れ る ŧ 0) と考え る。

最

に

融

通

され

るように

配

慮

し、

資

産

 \mathcal{O}

__

定

割

合を

利

付

商

工

債

12

ょ

ŋ

運

用

L

てい

るところで

あ

る。

十一について

L て、 退 職 中 金 小 共 企業退 済 契 約 職 0) 当 金 共 事 (済事 者 で 業団 あ る は 事 当該 業主 契約 が 中 を解る 小 企業者 除 Ļ で な 被共済者 7 事 業 i に 対 主 と し な て解約 0 た 場 手当 合 に 「 金 が は、 支給さ 原 則 と

れることとなっている。

こ の 中 小 企 業者 で な 7 事 業 主とな った 場 合の 取 扱 ζ, に 0 ζ, ては、 そ 0 問 題 点 等 に つい て今後

更に検討してまいりたい。

十二について

御 指 摘 \mathcal{O} 研 究は、 広く業務 及び 業 務外の生活上 0 諸 要因 によってもたらされると考えられ る

作 業関 連 疾 患につい て、 その 発 症 \mathcal{O} 仕 組 み 及 Ű 予 防 対策を研究するものであり、 その 研 究 0 性

格上、医学の専門家により行うこととしている。

十三について

脳 血 管 疾 患 及 び 虚 血 性 心 疾 患等に よる 突然死 に係る業務災 害 <u>つ</u> 認 定 に つい て は、 脳 血 管 疾

患 及 ごび 虚 血 性 小 疾 患 等 \mathcal{O} 認 定 基 準 について」 昭昭 和六十二年十月二十六日付け労働 省労 働 基 準 局

長通達)により判断することとしている。